

表 2 - (20) - 市街化区域内の農地利用状況（特定市） - 都道府県別 -

（単位：ha）

地域区分	面 積						市街化区域 / 行政面積	市 街 化 区 域 農 地 / 市街化区域	宅地化農地 / 市街化区域	生産緑地地区 / 市街化区域
	行政面積	市街化区域	市街化 区域農地	宅地化農地	生産緑地 地 区	農地転用				
全 国	1,873,763	610,158	18,708	4,173	12,791	1,880	32.6%	3.1%	0.7%	2.1%
茨 城 県	56,851	7,250	433	27	74	35	12.8%	6.0%	0.4%	1.0%
埼 玉 県	183,858	61,557	3,569	516	18	376	33.5%	5.8%	0.8%	0.0%
千 葉 県	250,513	69,158	2,834	986	1,281	372	27.6%	4.1%	1.4%	1.9%
東 京 都	140,061	106,582	1,342	451	3,704	185	76.1%	1.3%	0.4%	3.5%
神奈川 県	172,445	88,828	1,877	323	1,526	270	51.5%	2.1%	0.4%	1.7%
愛 知 県	291,204	85,457	3,777	855	1,423	336	29.3%	4.4%	1.0%	1.7%
三 重 県	56,135	10,603	554	41	224	27	18.9%	5.2%	0.4%	2.1%
京 都 府	186,357	23,126	497	82	978	42	12.4%	2.1%	0.4%	4.2%
大 阪 府	159,301	91,330	1,575	606	2,290	146	57.3%	1.7%	0.7%	2.5%
兵 庫 県	110,944	40,015	401	226	583	31	36.1%	1.0%	0.6%	1.5%
奈 良 県	127,220	16,330	1,081	60	648	51	12.8%	6.6%	0.4%	4.0%

資料：1 行政面積は、国土地理院『平成17年全国都道府県市区町村別面積』、総務省『平成17年版全国市町村要覧』等による。

2 市街化区域は、『平成17年都市計画年報』による。

3 市街化区域農地は、『平成17年度固定資産の価格等の概要調書』による。

4 宅地化農地は、地方税法上の手続き書類による。

5 生産緑地地区は、都市計画法上の手続き書類による。

6 農地転用は、農林水産省『土地管理情報収集分析調査』による。

時点：1 『平成17年全国都道府県市区町村別面積』は、平成16年10月1日現在の数値である。

2 『平成17年版全国市町村要覧』は、平成16年10月1日現在の数値である。

3 市街化区域は、平成17年3月31日現在の数値である。

4 宅地化農地は、平成18年3月31日現在の数値である。

5 生産緑地地区は、平成18年3月31日現在の数値である。

6 農地転用は、平成16年1月1日から平成16年12月31日までの数値である。

注：1 本表に掲載している値は、特定市（特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法（昭和48年法律第102号）第2条に規定する「特定市街化区域農地」の存する市）のみの値である。

2 市街化区域農地は、地方税法附則第19条の2第1項に規定する農地であり、『平成17年度固定資産の価格等の概要調書』（平成17年1月1日現在）

より引用した。市街化区域農地には、農業委員会に転用の届出があったもの、生産緑地地区内の農地、都市計画施設として定められた公園・緑地の区域内の農地で都道府県知事の指定を受けた農地、歴史的風土特別保存地区の区域内の農地等は含まない。

3 宅地化農地の値について、埼玉県は平成17年3月31日時点の数値である。